

## 基本的な考え方

- 5類感染症への移行により、国の基本的対処方針、県の対応方針が廃止されることに伴い、対策本部及び対策協議会も廃止となる。
- 今後は、昨年12月に成立した改正感染症法に基づき、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関をメンバーとする連携協議会を設置し、関係者間の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を図る。
- また、新たな感染症危機に備えるため、今年度中に感染症予防計画を変更し、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルスへの対応を念頭に、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に取り組む。
- こうした取組を進めるにあたり、連携協議会において、感染症予防計画の変更に係る目標値の設定等に係る協議を行うとともに、変更後の進捗管理を行う。